

陸連 20 発第 1076-1 号
2020 年 10 月 28 日

加盟団体・協力団体
専務理事・理事長 様

公益財団法人日本陸上競技連盟
専務理事 尾 縣 貢 弘
競技運営委員長 鈴木 一 弘



道路競走における競技規則第 143 条 (TR5) の適用について (通知)

平素は日本陸上競技界の発展にご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、過日 World Athletics (WA) による標記規則の再改訂についてご通知申し上げたところ、多くの競技会で速やかなご対応により競技会を運営いただくことができました。こちらにつきましても改めて感謝申し上げます。

トラック&フィールドのシーズンも終盤を迎え、いよいよ道路競走のシーズンとなります。道路競走については競技規則第 143 条 (TR5) の適用は本年 2 月にお伝えしたとおりです。しかしながら多数の競技者が参加する市民マラソン、駅伝競走において、どのように、どのくらい厳格に規則を適用するかが課題となっております。本連盟で検討した結果、以下のように適用していくことといたしました。コロナウイルス感染症対策についてご苦勞されているところではありますが、下記ご理解いただきスムーズな競技会の運営にご協力をお願い申し上げます。

記

1 第 143 条 5, 13 の適用対象競技者について

本連盟の登録会員かつ以下の参加資格記録を有する競技者は、靴底の厚さの測定をレース前に測定して参加する。またレース前に対象になっていなくてもレースにおいてこの記録を達成した競技者はレース後に靴底の厚さを確認する。

男子	ハーフマラソン	: 1:04:00
	マラソン	: 2:21:00
女子	ハーフマラソン	: 1:18:00
	マラソン	: 2:56:00

(日本ランキング 200 位相当)

2 駅伝競走における取り扱い

駅伝競走は公認申請していただいている公認競技会ではあるが、記録については一部の競走を除いて公認されない。そのため規則第 143 条 5, 13 については非適用とし、靴底の計測は行わなくて良いこととする。

※適用競技会＝ロードリレー (42.195km の公認マラソンコースを用いて、5km, 10km, 5km, 10km, 5km, 7km195 の区間で行うもの。世界記録公認の対象)

以上

陸連 20 発第 1076-2 号
2021 年 1 月 25 日

加盟団体・協力団体
専務理事・理事長 様

公益財団法人日本陸上競技連盟
専務理事 尾 縣 貢
競技運営委員長 鈴木 一 弘

道路競走における競技規則第 143 条(TR5)の適用について (通知)

平素は日本陸上競技界の発展にご理解ご協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、昨年 World Athletics (WA)による標記規則の再改訂についてご通知申し上げましたが、その後更なる改訂案が出されました。これにつきましては現在、新年度の競技規則修正案として当委員会にて検討し、全国競技運営責任者会議を経てご通知申し上げます予定です。

コロナウイルスのパンデミックのため緊急事態宣言が発令されている加盟団体もある中ではありますが、制限された条件の中で道路競走も行われております。道路競走については競技規則 TR5(第 143 条)の適用は昨年 2 月にお伝えし、市民マラソン、駅伝競走において、どのように、どのくらい厳格に規則を適用するかについても、マラソン・ハーフマラソンについては昨年 10 月にお伝えしたところです。

しかしながらマラソン・ハーフマラソン以外にも様々な距離の道路競走が行われており、WAにおいても記録収集がされている状況です。その中でワールドランキングに反映されるものもあるということから、国内競技会においても記録申請にあたっては競技者が不利にならないようにシューズの規格を確認して記録申請すべきであるとの見解から、下記のように指針を作りました。多くの参加者がいる競技会ではご苦勞を強いられることは存じますが、下記ご理解いただきスムーズな競技会の運営にご協力をお願い申し上げます。

記

靴底厚計測対象競技者のタイム (参加資格記録 or 当日達成記録)

※学生・一般を対象とした陸連公認道路競走(WA 公認コース)での靴底厚計測対象記録

	5km	10km	15km	10 マイル	20km	100km
男	14:30	28:50	45:00	49:00	1:00:20	すべて
女	16:00	35:00	53:00	57:00	1:13:00	すべて

(注 1) 日本ランキング 200 位相当

※1 マイル=1,609 メートル

(注 2) 中高生対象/普及目的の 5km、10km といったレースは対象外とする。

(参考) 陸連 20 発第 1076-1 号道路競走における競技規則第 143 条(TR5)の適用について
(通知)

以上